
立命館地理学会規約

第1条（名称） 本会は、立命館地理学会 (Ritsumeikan Geographical Society) と称する。

第2条（目的） 本会は、地理学の研究と研究者相互の交流を通じて、広く学界に貢献することを目的とする。

第3条（本部） 本会は、本部を立命館大学文学部地理学教室におく。

第4条（事業） 本会は、次の事業をおこなう。

- (1) 機関誌『立命館地理学』の発行
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条（会員） 本会は、次の会員によって構成される。

- (1) 正会員
 - (イ) 本学の旧・現地理学担当教員
 - (ロ) 本学大学院文学研究科地理学専修に在学した者で、本会に入会した者
 - (ハ) 本学文学部地理学専攻および地域観光学専攻を卒業した者で、本会に入会した者
 - (ニ) その他、幹事会において承認された者
- (2) 大学院生会員
 - (イ) 本学大学院文学研究科地理学専修に在学する者
 - (ロ) その他、本学大学院に在学し、幹事会において承認された者
- (3) 学部学生会員
 - (イ) 本学文学部地理学専攻および地域観光学専攻に在学する者
 - (ロ) その他、本学に在学し、幹事会において承認された者
 - (ハ) 会誌への投稿はできない。

(4) 賛助会員

- (イ) 本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人または団体
- (ロ) 会誌等の刊行物のサービスのみで、会誌への投稿はできない。

(5) 会員の資格

- (イ) 本会に入会し、3年以上会費を滞納した会員は、本会の会員資格を失う。
- (ロ) 会員資格の喪失は、滞納3年目に当たる年度の11月末日をもって自動的に執行される。
- (ハ) 一度会員資格を喪失した者への会員資格の獲得は、幹事会にて審議し、認められた者のみとする。

第6条（役員） 本会は次の役員をおく。

(1) 代表 1名 本学文学部地理学専攻または地域観光学専攻の専任教員がこれにあたる。本会を代表し、会務を総括し、総会および幹事会を招集する。

(2) 幹事 若干名 本学地理学担当教員、地理学同窓会会長、同代表幹事、および正会員のうち若干名とによって幹事会を構成し、本会の運営に当たる。幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(3) 幹事会の中に庶務、会計、編集、集会の4委員会を置き、実務にあたる。各委員長が当該会務を統括する。

第7条（総会） 本会は、原則として年1回総会を開催し、規約の改正、役員を選出、予算・決算、その他必要な事項の審議・決定をおこなう。

第8条（経費） 本会は、会費・賛助会費・寄附金その他をもって運営する。会計年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。